

雇用保険法等の一部を改正する法律案 新旧対照条文

○ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）（抄）（第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高年齢者の安定した雇用の確保の促進等（第八条―第十一条）</p> <p>第三章～第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（高年齢者等職業安定対策基本方針）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 高年齢者等職業安定対策基本方針に定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 高年齢者の就業の機会を増大の目標に関する事項</p> <p>三（略）</p> <p>四 高年齢者雇用確保措置等（第九条第一項に規定する高年齢者雇用確保措置及び第十条の二第四項に規定する高年齢者就業確保措置をいう。第十一条において同じ。）の円滑な実施を図るため講じよう</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高年齢者の安定した雇用の確保の促進（第八条―第十一条）</p> <p>第三章～第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（高年齢者等職業安定対策基本方針）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 高年齢者等職業安定対策基本方針に定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 高年齢者の雇用の機会を増大の目標に関する事項</p> <p>三（略）</p> <p>四 第九条に規定する高年齢者雇用確保措置の円滑な実施を図るため講じようとする施策の基本となるべき事項</p>

とする施策の基本となるべき事項

五・六 (略)

3 5 (略)

第二章 定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高齢者の  
安定した雇用の確保の促進等

(高齢者雇用確保措置)

第九条 (略)

2 継続雇用制度には、事業主が、特殊関係事業主(当該事業主の経営  
を実質的に支配することが可能となる関係にある事業主その他の当該  
事業主と特殊の関係のある事業主として厚生労働省令で定める事業主  
をいう。以下この項及び第十条の二第一項において同じ。)との間で  
、当該事業主の雇用する高齢者であつてその定年後に雇用されるこ  
とを希望するものをその定年後に当該特殊関係事業主が引き続き雇  
用することを約する契約を締結し、当該契約に基づき当該高齢者の  
雇用を確保する制度が含まれるものとする。

3・4 (略)

(高齢者就業確保措置)

第十条の二 定年(六十五歳以上七十歳未満のものに限る。以下この条  
において同じ。)の定めをしている事業主又は継続雇用制度(高齢  
者を七十歳以上まで引き続いて雇用する制度を除く。以下この項にお

五・六 (略)

3 5 (略)

第二章 定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高齢者の  
安定した雇用の確保の促進

(高齢者雇用確保措置)

第九条 (略)

2 継続雇用制度には、事業主が、特殊関係事業主(当該事業主の経営  
を実質的に支配することが可能となる関係にある事業主その他の当該  
事業主と特殊の関係のある事業主として厚生労働省令で定める事業主  
をいう。以下この項において同じ。)との間で、当該事業主の雇用す  
る高齢者であつてその定年後に雇用されることを希望するものをそ  
の定年後に当該特殊関係事業主が引き続き雇用することを約する契  
約を締結し、当該契約に基づき当該高齢者の雇用を確保する制度が  
含まれるものとする。

3・4 (略)

(新設)

いて同じ。)を導入している事業主は、その雇用する高年齢者(第九条第二項の契約に基づき、当該事業主と当該契約を締結した特殊関係事業主に現に雇用されている者を含み、厚生労働省令で定める者を除く。以下この条において同じ。)について、次に掲げる措置を講ずることにより、六十五歳から七十歳までの安定した雇用を確保するように努めなければならない。ただし、当該事業主が、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合の、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の同意を厚生労働省令で定めるところにより得た創業支援等措置を講ずることにより、その雇用する高年齢者について、定年後等(定年後又は継続雇用制度の対象となる年齢の上限に達した後をいう。以下この条において同じ。)又は第二号の六十五歳以上継続雇用制度の対象となる年齢の上限に達した後七十歳までの間の就業を確保する場合は、この限りでない。

一 当該定年の引上げ

二 六十五歳以上継続雇用制度(その雇用する高年齢者が希望するときは、当該高年齢者をその定年後等も引き続き雇用する制度をいう。以下この条及び第五十二条第一項において同じ。)の導入

三 当該定年の定め廃止

2 前項の創業支援等措置は、次に掲げる措置をいう。

一 その雇用する高年齢者が希望するときは、当該高年齢者が新たに事業を開始する場合(厚生労働省令で定める場合を含む。)に、事業主が、当該事業を開始する当該高年齢者(厚生労働省令で定める

者を含む。以下この号において「創業高年齢者等」という。）との間で、当該事業に係る委託契約その他の契約（労働契約を除き、当該委託契約その他の契約に基づき当該事業主が当該事業を開始する当該創業高年齢者等に金銭を支払うものに限る。）を締結し、当該契約に基づき当該高年齢者の就業を確保する措置

二 その雇用する高年齢者が希望するときは、次に掲げる事業（ロ又はハの事業については、事業主と当該事業を実施する者との間で、当該事業を実施する者が当該高年齢者に対して当該事業に従事する機会を提供することを約する契約を締結したものに限り。）について、当該事業を実施する者が、当該高年齢者との間で、当該事業に係る委託契約その他の契約（労働契約を除き、当該委託契約その他の契約に基づき当該事業を実施する者が当該高年齢者に金銭を支払うものに限る。）を締結し、当該契約に基づき当該高年齢者の就業を確保する措置（前号に掲げる措置に該当するものを除く。）

イ 当該事業主が実施する社会貢献事業（社会貢献活動その他不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする事業をいう。以下この号において同じ。）

ロ 法人その他の団体が当該事業主から委託を受けて実施する社会貢献事業

ハ 法人その他の団体が実施する社会貢献事業であつて、当該事業主が当該社会貢献事業の円滑な実施に必要な資金の提供その他の援助を行っているもの

3| 六十五歳以上継続雇用制度には、事業主が、他の事業主との間で、

当該事業主の雇用する高年齢者であつてその定年後等に雇用されることを希望するものをその定年後等に当該他の事業主が引き続いて雇用することを約する契約を締結し、当該契約に基づき当該高年齢者の雇用を確保する制度が含まれるものとする。

- 4 厚生労働大臣は、第一項各号に掲げる措置及び創業支援等措置（次条第一項及び第二項において「高年齢者就業確保措置」という。）の実施及び運用（心身の故障のため業務の遂行に堪えない者等の六十五歳以上継続雇用制度及び創業支援等措置における取扱いを含む。）に関する指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。
- 5 第六条第三項及び第四項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。

（高年齢者就業確保措置に関する計画）

- 第十条の三 厚生労働大臣は、高年齢者等職業安定対策基本方針に照らして、高年齢者の六十五歳から七十歳までの安定した雇用の確保その他就業機会の確保のため必要があるときは、事業主に対し、高年齢者就業確保措置の実施について必要な指導及び助言をすることができる。

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定による指導又は助言をした場合において、高年齢者就業確保措置の実施に関する状況が改善していないと認めるときは、当該事業主に対し、厚生労働省令で定めるところにより、高年齢者就業確保措置の実施に関する計画の作成を勧告することができる。

（新設）

3 事業主は、前項の計画を作成したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを厚生労働大臣に提出するものとする。これを変更したときも、同様とする。

4 厚生労働大臣は、第二項の計画が著しく不適當であると認めるときは、当該計画を作成した事業主に対し、その変更を勧告することができる。

(高年齢者雇用等推進者)

第十一条 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、高年齢者雇用確保措置等を推進するため、作業施設の改善その他の諸条件の整備を図るための業務を担当する者を選任するように努めなければならない。

(再就職援助措置)

第十五条 事業主は、その雇用する高年齢者等（厚生労働省令で定める者に限る。）その他厚生労働省令で定める者（以下この項及び次条第一項において「再就職援助対象高年齢者等」という。）が解雇（自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。）その他の厚生労働省令で定める理由により離職する場合において、当該再就職援助対象高年齢者等が再就職を希望するときは、求人の開拓その他当該再就職援助対象高年齢者等の再就職の援助に関し必要な措置（以下「再就職援助措置」という。）を講ずるように努めなければならない。

2 (略)

(高年齢者雇用推進者)

第十一条 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、高年齢者雇用確保措置を推進するため、作業施設の改善その他の諸条件の整備を図るための業務を担当する者を選任するように努めなければならない。

(再就職援助措置)

第十五条 事業主は、その雇用する高年齢者等（厚生労働省令で定める者に限る。以下この節において同じ。）が解雇（自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。）その他これに類するものとして厚生労働省令で定める理由（以下「解雇等」という。）により離職する場合において、当該高年齢者等が再就職を希望するときは、求人の開拓その他当該高年齢者等の再就職の援助に関し必要な措置（以下「再就職援助措置」という。）を講ずるように努めなければならない。

2 (略)

(多数離職の届出)

第十六条 事業主は、再就職援助対象高年齢者等のうち厚生労働省令で定める数以上の者が前条第一項に規定する厚生労働省令で定める理由により離職する場合には、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公共職業安定所長に届け出なければならない。

2 (略)

(求職活動支援書の作成等)

第十七条 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、解雇(自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。)その他これに類するものとして厚生労働省令で定める理由(以下この項において「解雇等」という。)により離職することとなっている高年齢者等(厚生労働省令で定める者に限る。)が希望するときは、その円滑な再就職を促進するため、当該高年齢者等の職務の経歴、職業能力その他の当該高年齢者等の再就職に資する事項(解雇等の理由を除く。)として厚生労働省令で定める事項及び事業主が講ずる再就職援助措置を明らかにする書面(以下「求職活動支援書」という。)を作成し、当該高年齢者等に交付しなければならない。

2 (略)

(雇用状況等の報告)

第五十二条 事業主は、毎年一回、厚生労働省令で定めるところにより

(多数離職の届出)

第十六条 事業主は、その雇用する高年齢者等のうち厚生労働省令で定める数以上の者が解雇等により離職する場合には、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公共職業安定所長に届け出なければならない。

2 (略)

(求職活動支援書の作成等)

第十七条 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、解雇等により離職することとなっている高年齢者等が希望するときは、その円滑な再就職を促進するため、当該高年齢者等の職務の経歴、職業能力その他の当該高年齢者等の再就職に資する事項(解雇等の理由を除く。)として厚生労働省令で定める事項及び事業主が講ずる再就職援助措置を明らかにする書面(以下「求職活動支援書」という。)を作成し、当該高年齢者等に交付しなければならない。

2 (略)

(雇用状況の報告)

第五十二条 事業主は、毎年一回、厚生労働省令で定めるところにより

、定年、継続雇用制度、六十五歳以上継続雇用制度及び創業支援等措置の状況その他高年齢者の就業の確保に関する状況を厚生労働大臣に報告しなければならない。

2  
(略)

、定年及び継続雇用制度の状況その他高年齢者の雇用に関する状況を厚生労働大臣に報告しなければならない。

2  
(略)